

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 緊急事態宣言の対応について

平素は弊会の事業活動に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

弊会は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、下記の通り感染拡大防止の対応を変更いたします。

関係者の皆様におかれましては、ご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

実施概要

期間

2021年5月11日まで

※状況により期間を再延長する場合があります。

目的

お客様、関係者様、弊社職員の感染リスク軽減と安全確保

対策：

1. 在宅勤務および時差出勤推奨による通勤ラッシュ時の電車通勤回避
※ 在宅勤務は、本部および関西支部の役職員のみ対象としています。
2. 不要不急の外出および出張の自粛
期間中のお打合せ、面接調査等は、電話等の代替可能な方法で調整
および実施させていただきます。